

写

平成 16 年 (不) 第 11 号事案

裁 決 書

不服申立人

仙波敏郎
同代理人 別紙代理人目録のとおり
処分者 愛媛県警察本部長栗野友介
同 同本部生活安全部地域課長稻田健次郎
同代理人 別紙代理人目録のとおり

愛媛県人事委員会は、平成 17 年 2 月 23 日付けで上記不服申立人から提出のあった不利益処分に関する不服申立てについて、次のとおり裁決する。

主 文

- 1 愛媛県警察本部生活安全部地域課長が平成 17 年 1 月 27 日付けで不服申立人に対して行った配置転換処分を取り消す。
- 2 不服申立人のその余の申立てを却下する。

事 実 及 び 爭 点

第 1 不服申立ての趣旨

愛媛県警察本部長栗野友介（以下「本部長」という。）及び同本部生活安全部地域課長木下弘明（当時。現在の地域課長は稻田健次郎。以下当時の地域課長木下弘明を単に「地域課長」という。）が、不服申立人仙波敏郎（以下「申立人」という。）に対して行ったけん銃の取上げ及び配置転換を取り消すとの裁決を求める。

第 2 事案の概要

本件は、愛媛県警察官として警察本部生活安全部地域課鉄道警察隊に勤務する申立人が、愛媛県警察の捜査費の不正支出問題について実名で記者会見を行ったところ、その記者会見の終了後に、けん銃の保管措置（以下原則として「本件措置」という。）を受けるとともに、その 4 日後に地域課通信指令室への人事異動を内示され、7 日後の平成 17 年 1 月 27 日に通信指令室企画主任を命ずるとの発令（以下原則として「本件処分」という。）を受けたことに対し、本件措置及び本件処分は、申立人の行った捜査費不正支出問題の告発会見に対する報復として行われた不利益な処分である等と主張して、当委員会にその取消しを求めたものである。

第 3 爭点及び争点に関する当事者の主張

【争点 1】

本件措置は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「地公法」という。）第 49 条の 2 第 1 項に規定する不服申立ての対象となるか。

[処分者の主張]

本件措置は、所属長である地域課長が法令に基づき自らの権限と責任において発した職

務命令であるから、任命権者の行為ではなく、処分でもない。よって、取消しの対象とはならず、却下されるべきである。

- (1) 本件措置は、管理責任者に指定されている所属長が、警察官等けん銃使用及び取扱い規範（昭和37年国家公安委員会規則第7号。以下「けん銃規範」という。）第18条第2項第4号に該当する合理的な理由に基づき、特に必要があると判断し、所属においてけん銃を保管したもので、この措置は、管理責任者の判断と責任において処理すべき業務運営上の措置として発した正当な職務命令であり、処遇上、不利益な取扱いではない。
- (2) 本件措置は、けん銃規範の定めに従う正当な措置で、客観的合理性を有しており、裁量権の逸脱、あるいはその濫用とは到底認められず、申立人の身分又は地位に変動を及ぼすような任命権者の行為ではない。
- (3) けん銃規範は、管理責任者がけん銃を保管するに当たっての弁明手続は特段求めていない。
- (4) 本件措置は、地域課長が自らの権限と責任に基づき、その裁量の範囲内で行ったものであり、処分でないことから取消しの対象ではなく、却下されるべきである。

【申立人の主張】

警察官が法令上携帯する義務があるけん銃を、弁明手続を経ず一方的に取り上げる行為は、著しく不利益かつ違法な措置であり、手続上違法であるばかりか申立人の警察官としての適格性を否定する行為であって、陰険な報復であると評価される。よって、けん銃取上げ措置が「不利益な処分」に該当するか否かにつき、実質審理が行われるべきである。

- (1) 警察官は、その職務の遂行のため小型武器を所持することができ、制服を着用して勤務するときは、けん銃を携帯するものとされている（警察法（昭和29年法律第162号）第67条、同法施行令（昭和29年政令第151号）第13条、けん銃規範第11条第1項本文）。そして、その例外は同項各号のいずれかに該当する場合に限られる（同項但書）。
- (2) けん銃取上げ措置は本部長が自ら指示し、またはその承認の上でなされたものであるが、上記例外事由に該当しないのに、人事管理権者が警察官の意に反してけん銃取上げ措置をとることは、当該警察官の職務の遂行を困難にすることであり、著しく不利益な行為であると同時に違法な措置である。
- (3) 職務を遂行する警察官にとって、けん銃を携帯することは、職務上の義務であるだけでなく、第一線で市民の安全を守るという職業上の矜持の象徴であり、支えでもあるところ、人事管理権者が一方的にけん銃取上げ措置をとることは、警察官の職務を遂行する適格性がないと評価して処遇する不利益な取扱いと言わなければならない。
- (4) 申立人は、けん銃取上げ措置後、通信指令室での勤務を開始するまで、鉄道警察隊員として制服を着用しつつただ一人、けん銃のない丸腰の状態で職務に従事しなければならなかつたが、このような措置を事前に何らの弁明手続を経ずに行うこと自体、手続上違法であるばかりか、捜査費の不正支出問題について公益目的から報道機関を通じて告発する行動をとった申立人に対して、警察官としての適格性がないと組織の内外に表明したに等しく、陰険な報復、見せしめをしたと客観的に評価される。
- (5) 地公法第49条第1項にいう「不利益な処分」に該当するか否かは、当該処分が公務員の身分、俸給等において異動を生ぜしめるものであるか否か、客観的または実際的見地からみて、勤務場所、勤務内容等において何らかの不利益を伴うものであるか否かによって判断するのが相当であると解されている（最高裁昭和61年10月23日第1小法廷判決、昭和55年（行ツ）第78号。以下「最高裁判決」という。）。よって、上記判断基準に照らして、けん銃取上げ措置が「不利益な処分」に該当するか否かを判断すべきであり、不服申立てを却下すべき理由は存しない。

【争点2】

本件処分は、地公法第49条の2第1項に規定する不服申立ての対象となるか。

1 本件処分の処分者は誰か。

[申立人の主張]

本件処分は、任命権者である本部長とその補助機関である地域課長が協議の上、人事管理権を行使したものである。任命権の一部が委任されても本部長の本来の権限は失われず、部下職員の指揮監督権を有するから、本部長及び地域課長が処分者である。仮に、本件処分が配置換えないし職務指定であって地域課長が処分者であるならば、地域課長が任命権者に該当する。

(1) 本部長及び地域課長は、任命権者又はその補助機関として、申立人に対する人事管理権を行使するに当たり、協議の上、本件処分を行った。

(2) 本件配置転換の任命権者は、地公法第6条第1項により本部長であるが、同条第2項により権限の一部を補助機関たる上級の地方公務員に委任することができるとされていることから、訓令によって、本部長が職務指定するとされた職員（警察本部の課長補佐以上の職にある者等）以外の職員についての職務指定の権限が委任されたものに過ぎず、委任によって本部長の本来の権限が失われたわけではない。

(3) 上級官庁が下級官庁に権限の委任をしたときは、上級官庁は下級官庁の権限の行使を指揮監督しうる。本件配置転換においても、本部長は下級官庁の権限行使を指揮し、監督する権限を有するのであるから、本部長が任命権限を有することに変わりはない。仮に、処分者が主張するように、本件処分が配置換えないし職務指定であるとすれば、愛媛県警察の職員の任用に関する訓令（昭和45年本部訓令第6号。以下「任用訓令」という。）第4条第2項により、地域課長が任命権者であり、任命権者の行った処分に該当する。

[処分者の主張]

争う。本件配置換えは、申立人の上司である地域課長が職務上の監督権に基づき発した職務命令であり、任命権者の行った処分ではない。よって、不服申立ての対象とならない。

2 本件処分の処分性

[処分者の主張]

本件配置換えは職務命令であるから、処分に該当しない。

(1) 本件配置換えは、申立人の上司である地域課長が行った職務上の監督権に基づく職務命令であり、任命権者の行った処分ではない。このことは、人事委員会の判定において、校長の職務上の監督権に基づく職務命令に対する不服申立てが却下されていること（埼玉県人事委員会平成13年12月19日判定ほか）、及び判例においても、上司の職務上の命令は、公務員の法的地位と関連し、利害が深く影響するものでない限り、当然には行政処分に該当しないと判断されていること（東京高裁昭和51年11月29日判決）から明らかになっている。

(2) 本件配置換えは、降任、降格、降給等の不利益な内容を伴うものではない。また、身分並びに給料、住居手当及び通勤手当の支給額にも変動はない。

[申立人の主張]

けん銃の取上げと配置転換は、一体として評価されるべきであり、申立人はこれにより精神的・身体的苦痛を受け、給与も減額されている。よって、これらが最高裁判決の判断基準に照らして「不利益な処分」に該当するか否かにつき、実質審理が行われるべきである。

(1) 地公法第49条第1項にいう「不利益な処分」に該当するか否かは、当該処分が公務員の身分、俸給等において異動を生ぜしめるものであるか否か、客観的または実際的

見地からみて、勤務場所、勤務内容等において何らかの不利益を伴うものであるか否かによって判断するのが相当であると解されている（最高裁判決）。よって、上記判断基準に照らして、本件処分が「不利益な処分」に該当するか否かを判断すべきであり、不服申立てを却下すべき理由は存しない。

- (2) けん銃取上げ及び配置転換は、申立人が行った捜査費不正支出問題の証言に対する報復として行われた一連のものであり、一体として評価されるべきである。これにより申立人は、警察官としての適格性を否定され、まともな仕事を与えられない状態に置かれるなど、多大の精神的・身体的苦痛を受け、給与が大幅に減額されている。

【争点3】

地域課長による本件処分の取消しを求める申立ての適法性及び同処分の不利益処分性
〔申立人の主張〕

- (1) 地公法第49条の2第1項は、職員はその意に反すると認める不利益な処分を受けたときは、人事委員会に対して不服申立てができる旨を定めているが、本件配置転換が申立人の意に反することは明白である。また、地公法第49条第1項にいう不利益な処分に該当するか否かは、当該処分が公務員の身分、俸給等において異動を生ぜしめるものか否か、客観的または実際的見地からみて、勤務場所、勤務内容等において何らかの不利益を伴うものであるか否かによって判断するのが相当であると解されている（最高裁判決）が、本件処分には以下の不利益がある。

ア 勤務内容について

通信指令室企画主任のポストは、仕事がほとんどないポストである。申立人の担当とされている業務のうち、警察署の統廃合に伴う無線機の再配分については、警察署に無線機の再配分の要否を確認するための電話連絡を行うことなど、ごく短時間でできた業務であり、また、警察移動通信システムの整備については、申立人は全く関与しておらず、申立人が適材であるとは到底言えない。さらに、通信指令室の通常業務である110番通報の受理については、他の職員が不在の場合に受ける程度である。

イ 給与について

本件配置転換後、超過勤務手当などが不支給又は減額となり、給与が大幅に（月額5～10万円）減額となっている。また、勤勉手当についても、通信指令室に異動後、申立人に思い当ることがないにもかかわらず、注意処分を受けた場合に相当する評価を受け減額となるなど、経済的に多大の不利益を被っている。

- (2) その他

ア 人事権の濫用に当る。

本件処分は、申立人が行った捜査費不正支出問題の証言に対する報復として、けん銃の取上げと相俟って行われたものであり、いずれもその必要性や合理性が認められない不合理極まりないものである。これによって申立人は、警察官としての適格性を否定され、まともな仕事が与えられない状態に置かれるなど、多大の精神的・身体的苦痛を受け、給与が減額されるなどの不利益を被っていることは明らかであり、これらを総合的に判断すれば、人事権の濫用として違法である。

イ 本件処分の必要性、合理性がない。

本件処分の理由について、当初は告発会見とは切り離し、本人の実績等を踏まえて適材適所を考えたとしていたが、その後の公表理由では、本人の発言等や会見後の状況から、自傷他害のおそれや武器を携行して単独での職務遂行への支障が生じないかとの疑惑が払拭できないとなるなど、県警の説明は変遷していることからも明らかなとおり、その必要性、合理性を欠くものである。

ウ 妨害工作があった。

平成 17 年 1 月 19 日、地域課長、警務課長及び地域課調査官と 4 名で面談した際、地域課長から、お前を鉄道警察隊に残すことにしておいたのだから記者会見を止めてくれと言われるなど、露骨な妨害工作を受けた。

[処分者の主張]

- (1) 本件処分は、降任、降格、降給等の不利益な内容を伴うものではなく、本件申立ては法律上の利益を欠き不適法である。

ア 勤務内容について

申立人に対しては、警察署の統廃合に伴う無線機の再配分、緊急配備計画の見直し、警察移動通信システムの整備、非常通報装置の管理・運用、携帯無線機の管理・運用、110 番通報の受理業務を行うよう指示していたが、申立人は勤務を拒否するなど反抗的で、業務に熱意をもって取り組まなかつたことがある。

イ 給与について

本件処分後も、申立人には身分並びに給料、住居手当及び通勤手当に変動はなく、また、その他の手当についても勤務状況に応じて支給されている。勤勉手当が減額となったのは、申立人の勤務実績に対する評価が低かったためである。なお、申立人は、平成 17 年 4 月 1 日付けで昇給している。

給与は条例、規則等に基づき支給されており、担当職務に応じて変動が生じたとしても、それは事実上の不利益であり、法律上の不利益には当らない。

- (2) その他

ア 人事権の濫用には当らない。

所属職員の配置換え及びけん銃の保管措置の権限は所属長にあることから、地域課長がその必要性を認め、自己の責任と判断で行ったものであり、地域課長の人事権の行使に何ら違法、不当な点はない。

イ 本件処分の必要性があった。

記者会見前後の申立人の状況等から、鉄道警察隊で勤務することに支障が生じるのではないかとの懸念が払拭できなかったこと、また、通信指令室は、110 番通報の受理など通常業務が増加していたことに加え、警察署の統廃合に伴う無線機の再配分や警察移動通信システムの整備等により業務量が増大しており、さらに、体調不良の職員もあり、従来から体制強化の検討が行われていたことなどから、本件配置換えを行う必要性があった。

ウ 妨害工作は行っていない。

平成 17 年 1 月 19 日、申立人、地域課長、警務課長及び地域課調査官の 4 名で面談した際、申立人に対して記者会見に臨む真意は確認したが、申立人の主張するような妨害工作は行っていない。

証 拠 関 係

当委員会が取り調べた証拠は、次のとおりである。

1 申立人提出証拠

(1) 書証

甲第 1 号証ないし甲第 11 号証、甲第 12 号証の 2 ないし甲第 13 号証、甲第 14 号証の 2 ないし甲第 32 号証（文書）

甲第 12 号証の 1 及び甲第 14 号証の 1（録音テープ）

(2) 人証

申立人本人

2 処分者提出証拠

(1) 書証

乙第1号証ないし乙第14号証、乙第17号証ないし乙第21号証（文書）

(2) 人証

前愛媛県警察本部生活安全部地域課長木下弘明

理由

当委員会は、当事者双方の主張を踏まえ取調べ済みの証拠に基づき、本事案につき次のとおり認定し、判断する。

第1 認定事実

1 申立人による告発記者会見までの経緯

- (1) 申立人は、昭和42年4月に愛媛県巡査となりその後、県内10の各警察署（そのほとんどが交番、駐在所）等に勤務した後、平成11年2月から本件処分を受けるまでの約6年間、警察本部生活安全部地域課鉄道警察隊に勤務していた。また、約38年間に計19回異動しており、現在の階級は巡査部長である。
- (2) 地域課長は、平成16年3月から愛媛県警察本部生活安全部地域課長として勤務していた。
- (3) 平成17年1月13日、申立人は、地域課長から夕食に誘われ、大石亘総務室長から、申立人がオンブズえひめのメンバーと何らかの発表をするらしいが、発表を止めてくれないかと要請された旨を告げられた。申立人が、まだ発表するかどうか決めていないと応ずると地域課長から、発表するなら事前に連絡してくれと言われたほか、定期異動のヒアリングで申立人が鉄道警察隊に残留できるようにするとも言われた。
- (4) 平成17年1月19日17時過ぎ頃、申立人は、地域課長から「明日誰かが記者会見する」という情報が入ったが、お前がするのかとの質問を受けた。申立人は「まだ決めていないが、今から弁護士事務所へ行き話しをする」旨応じたところ、地域課長から記者会見を行うのなら、事前に報告するよう求められ、申立人もこれを了承した。
- (5) 申立人は、その後弁護士事務所で、捜査費問題につき記者会見をする方向で打合せを行ったが、その間数度地域課長から申立人の携帯電話に電話が入り、県警本部への帰庁を求められた。申立人は弁護士との打合せが終わらなければ帰庁できない旨応答した。
- (6) 同日21時前、申立人は地域課長の求めに従い県警本部8階の地域課に帰り、地域課長、二宮義晴警務課長（以下「警務課長」という。）及び鷹羽純二地域課調査官の3名と面談した。その際地域課長らは「お前が記者会見をしたら、県警は1年間は立ち直れない。お前を鉄道警察隊に残すことにしたのだから記者会見を止めてくれ」などと、翌日の申立人の告発記者会見をとり止めるよう強く説得した。これに対し申立人は「今蓋をしたら、県警は一生立ち直れない」などと述べ、説得に応じない態度を示した。

また、この会談の最中、受刑中の申立人の長男のことにも話しが及び、地域課長らより「息子が務めを終えて出所してきたときのことを考えたら、お前がそういうことをしないほうがいいんじゃないかな」との趣旨の発言もあった。これに対し申立人はそれでも敢えて告発に踏み切りたいとの姿勢を取り続けた。

その日の面談は23時前頃まで続いたが、申立人は地域課長らの会見を中止してほしいとの説得に応ずることなく地域課を後にした。当日、申立人は自宅には帰らず、ホテルに宿泊した。これは、県警による告発会見中止の説得等告発会見を阻止する動きから

回避する為であったと認められる。

- (7) 同日 23 時前、地域課長は官舎に電話し、本部長に申立人の状況を報告するとともに、また明日様子を確認して報告する旨を述べた。続いて、上甲保男生活安全部長（以下「生活安全部長」という。）にも同様の報告をした。
- (8) 平成 17 年 1 月 20 日朝、地域課長と鷹羽地域課調査官が申立人の自宅を訪れたが、申立人は不在であった。地域課長はその後度々申立人の携帯電話に架電して申立人への説得を試みようとしたが、申立人は電話に出なかった。
- (9) 申立人は同日 13 時前、地域課長に記者会見を行う旨電話で通告した後、13 時 30 分からオンブズえひめのメンバーである弁護士 5 名と共に愛媛弁護士会館において捜査費に関する記者会見を行い、申立人は次のような発言を行った。
- Ⓐ 昭和 48 年から平成 7 年にかけて、申立人が所属した 7 つの警察署全てで偽造領収書の作成を依頼されたが、それら偽造領収書は裏金作りの手段であった。
- Ⓑ 偽造の手口は、電話帳から抜粋した住所及び氏名を領収書に書き写すもので、同じ筆跡が多数あると疑われるため 1 回につき 3 枚がめどとされていた。
- Ⓒ これらは架空の捜査協力者をでっち上げたものであり、捜査協力者への実際の支出は皆無である。
- Ⓓ 偽造領収書の作成は、昇任するための踏み絵であり、これを書かない限り上級職へ昇任できない仕組みとなっている。
- Ⓔ 申立人は偽造領収書の作成を拒否し続けたため、巡査部長から警部補へ昇任することなく 30 年を経過しており、申立人以外に拒否し続けているもう一人も巡査部長である。
- Ⓕ 申立人は、平成 16 年 5 月に大洲警察署の元警察職員が行った愛媛県警察の捜査費問題に関する告発を契機に行われた内部調査の最終報告が納得できること、進行中の監査委員による特別監査も難航し結果に期待できず、この問題に終止符が打たれるのではないかという状況であったこと、及び申立人の他に捜査費問題の実態を明らかにする人はいないだろうとの思いから、実名での記者会見を決意するに至った。

2 けん銃の保管措置及び通信指令室への配置換えの状況

- (1) 警察官は、その職務の遂行のため小型武器を所持することができ（警察法第 67 条）、都道府県は、条例で定めるところにより、その警察官に対し、その職務遂行上必要な装備品を貸与するものとする（同法第 68 条第 2 項）とされている。また、愛媛県の警察官に貸与する装備品については、愛媛県の警察官等に支給する被服及び貸与する装備品に関する条例（昭和 29 年条例第 33 号）の規定に基づき、けん銃、けん銃つりひも及び手錠等が貸与されている（第 3 条）。
- (2) けん銃規範は、警察官は、制服を着用して勤務するときは、けん銃を携帯するものとする（第 11 条第 1 項本文）旨を定めるが、併せてその例外についても、所属長の認定に係らしめられた事由を含め、9 つの事由を定めている（同項但書、同項第 1 号～第 9 号）。また、管理責任者（本件では地域課長）は取扱い責任者にけん銃の保管を命ずることができ、具体的には、長期欠勤や心身の故障のため警察官がけん銃を保管することが適当でないと認められるとき、精密手入れ等のためけん銃を集めるときなど、4 つの事由が規定されている（第 18 条第 2 項）。
- (3) 記者会見後、地域課長は自宅に帰っていた申立人に対し、電話で、けん銃を預かる旨を伝えたため、申立人がその理由を尋ねたところ、地域課長は、申立人が記者会見において「やめるときは死ぬとき」と発言しており、自殺防止のためである旨答えた。これに対し、申立人は実名告発を貫徹する自分の決意を表明するために「やめるときは死ぬとき」と発言したのであり、自殺などは考えておらず、けん銃を所持しないと勤務に支

障が出る旨抗議したが、地域課長は「もう決めたことだ」としてこれを無視し、申立人のけん銃は所属において保管されることとなった（本件措置）。

- (4) 本件措置後、平成 17 年 1 月 22 日、26 日、27 日及び 28 日は、申立人はけん銃を携帯しないまま鉄道警察隊での勤務を行った。ただし、その勤務内容は主として残務整理のための室内勤務であった。
- (5) 申立人は、平成 7 年に、長男が事件を起こした直後約 3 カ月間けん銃を所属において保管されていたことがあるが、当該期間はパトカーの助手席に乗務し、業務に従事した経験を持っている。
- (6) けん銃を保管庫から出し入れするためには、必ず取扱い責任者等の立会いのもと、入口等の鍵と警察官本人が保管する個人のけん銃庫の鍵を使用する必要があり、本人保管といえども任意にこれを取り出すことはできない仕組みになっている。
- (7) 本件処分当時、地域課には、通信指令室、鉄道警察隊及び航空隊が附置され、鉄道警察隊に勤務する申立人を指揮監督する権限は地域課長が有していた（当時の愛媛県警察組織規則（昭和 41 年愛媛県公安委員会規則第 7 号。以下「組織規則」という。）第 4 条第 1 項、第 28 条の 7～第 28 条の 9）。また、所属長である地域課長は、本部長が職務を指定する職員（警察本部の課長補佐以上の職にある者等）以外の職員の職務を指定するものとされていた（任用訓令第 4 条第 2 項）。
- (8) 愛媛県警察では、人事異動の種別及び内容として、「転任」を「愛媛県の職員としての身分を中断することなく、任命権者を異にする他の機関から異動してきた職員を任命すること」と、「配置換」を「同一任命権者のもとにおいて、職員に勤務場所又は職務の担任の変更を命ずること」をいうものと定めている（愛媛県警察職員の人事記録等に関する訓令（昭和 49 年本部訓令第 5 号。以下「人事記録訓令」という。）別表 1、説明書）。
- (9) 県警本部における所属長発令の係長以下の警察官に係る人事異動について、所属先は本部長が発令するが、所属内の配置は所属長が発令することとなっており、地域課長は、平成 16 年 5 月に、申立人以外の職員を定期異動以外の所属長発令で所属内異動をさせたことがある。当該事例は、心臓に問題があり夜間勤務をさせることが困難な通信指令室員を鉄道警察隊へ異動させ、替わりに健康な鉄道警察隊員を通信指令室に配置したものである。
- (10) 県警本部の組織は、条例により 1 室 5 部が置かれ、その内部組織として当時の規則により、課、室、所及び隊が置かれていた（愛媛県警察本部組織条例（昭和 35 年条例第 5 号）第 2 条、組織規則第 2 条）。また、当該規則は「課等に所要の係を置き、係の種別、構成及び配置人員は、本部長が定める」（第 9 条の 3）こととしており、具体的な係名等は、当時の訓令により定められていた（愛媛県警察本部各課、警察学校及び警察署の係設置に関する訓令（昭和 41 年本部訓令第 9 号。以下「係設置訓令」という。）第 2 条、別表 1）。
- (11) 通信指令室には、本件処分が行われるまで申立人の異動先となるべき係は設置されていなかったので、通信指令室に企画係を新設し、そこに申立人を配置するためには、係設置訓令の改正が必要であった（改正前の係設置訓令別表 1）。
- (12) 平成 17 年 1 月 24 日午前、生活安全部長室において、申立人は、生活安全部長から通信指令室への異動を内示された。申立人が異動の理由を質問すると、同部長は、退職で手薄になる通信指令室の即戦力として行ってほしい旨と、申立人の自殺防止を挙げた。途中、同部長へ電話がかかっており、内示の伝達は中断された。
- (13) 同日午後、生活安全部長室において、申立人に対し、改めて通信指令室への異動の内示が行われた。その際に、申立人が生活安全部長に異動の日付について尋ねると、同部

長は、発令権者である参事官（地域課長）が出勤してから指示する旨答えたため、申立人は、発令権者の参事官が不在なのに内示の発令はできるのかと質問したところ、同部長は、参事官の上司である生活安全部長の権限により内示する旨答えた。

なお、同日、当該異動の発令権者である地域課長は休暇を取得していたが、内示を行うことについては事前に知らされていなかった。

(14) 同日午後、申立人は、異動の内示を受けたこと及びそれが報復人事である旨の記者会見を行った。

(15) 地域課長は平成17年1月24日、25日の両日休暇をとったが、26日に出勤し、生活安全部長、長谷川周夫警務部長及び本部長らと、申立人の処遇等について協議したものと推認される。同日午後、地域課長は申立人に電話し、県警幹部らと協議したが、内示が公表されている以上撤回はできないとのことになったとの趣旨の連絡を入れている。

(16) 申立人の異動について、処分者は、記者会見直後から検討し、平成17年1月23日午前、課内協議を経て地域課長が決定した旨主張するが、これを裏付ける客観的証拠は見当らず、むしろ地域課長が本件処分の前提となる係新設のための手続をとることを指示したのは、後記のとおり1月26日であったことや申立人に対する異動内示が上記のとおり1月24日に地域課長抜きで行われていることなど関連する諸事情を総合すれば、地域課長が申立人の異動について意思決定をした時期は、1月23日午前中ではなく、同月26日であったと推認される。

(17) 平成17年1月26日、地域課長は上野豊地域課次長に対し、警務課に通信指令室企画係の新設を要望するよう指示し、要望の結果、警務課において企画係の新設が承認され、「愛媛県警察本部各課、警察学校及び警察署の係設置に関する訓令及び通信指令室組織及び運営規程の一部を改正する訓令」（平成17年本部訓令第1号）が制定され、翌27日施行された（証人尋問、甲第8号証）。

(18) 本部訓令の改正の権限については、警務課長の専決事項として、愛媛県警察本部処務規程（昭和52年本部訓令第9号）第9条及び別表において、「規定整備を目的とする本部訓令及び例規通達の改廃に関する事項」が定められている。他方、第10条において、「前条により専決することができる事項であっても、重要又は特異に属し、若しくは疑義のあるものについては、（本部長の）決裁を受けなければならない」との規定も存在する（乙第12号証）。

(19) 地域課長は、平成17年1月26日、平成17年本部訓令第1号の制定により申立人の異動に必要な訓令の改正が決定された後、その施行に合わせる形で申立人を通信指令室企画係に配置換えする辞令の決裁を行った。

(20) 平成17年1月27日午前、地域課長が申立人に対し、通信指令室企画主任を命ずる旨の辞令書を交付した際、申立人や課員の前で次のような異動の理由を述べた。

- ① 申立人は県内各地の地理に精通しており、緊急配備箇所等の見直しに適任であること。
- ② けん銃を取り上げているため、署外勤務ができないこと。
- ③ 自殺及び他人を傷付ける可能性があると判断し、これら行為へのけん銃の使用を防ぐ必要があること。

(21) 辞令交付後、地域課のソファーにおいて地域課長は申立人に対し「お前が24日に記者会見をして公にしてしまったから、内示を撤回できなくなった」旨の発言を重ねて行った。

申立人は「ここで異動したら、報復人事として警察が恥をかきますから、内示を撤回して欲しかったです。今後は、課長が訴訟の被告として泥をかぶることになるかもしれませんよ」と発言したところ、地域課長は「分かっどる。今日からお前とは敵味方だ」

と答えた。

- (2) 定期異動については、あらかじめ所属課と警務課との協議（ヒアリング）が行われることが通例であるが、平成 17 年 1 月 20 日に行われた協議では、申立人について、平成 17 年度の異動は要望されていなかった。
- (3) 県警は、当初、申立人の異動理由として、告発会見とは切り離して考えており、適材適所を考えた旨説明していた（1 月 24 日、船田茂警務課次長）。その後、告発がなければ少なくとも 27 日時点での異動はなかったかもしれない述べ（1 月 31 日、長谷川警務部長の記者会見）、県警のホームページに、第 1 に本人の発言等や会見後の状況から、自傷のおそれや武器を携行して単独で職務執行を行う鉄道警察隊勤務に支障が生じないかとの疑惑が払拭できない、第 2 に会見の発言内容等に関する聞き取りをスムーズに行うことができ、問題解決に寄与する、第 3 に通信指令室の当面の業務量が増えている旨の理由を掲載した（2 月 2 日、ご説明）。
- (4) 県警は、異動の理由の一つとして、会見の発言内容等に関する聞き取りをスムーズに行うためとしているが、申立人が記者会見で述べた事項に関する事情聴取は、平成 17 年 1 月 22 日及び 23 日の 2 回、計約 8 時間であった。
- (5) 本件処分が行われた時点では、鉄道警察隊及び通信指令室に係る平成 17 年 2 月の勤務表が既に決定されていたが、通信指令室に係る勤務表には申立人の名前はなかった。

3 通信指令室への配置換え後の状況

- (1) 地域課は、県警本部庁舎 8 階に、通信指令室は同庁舎 10 階にある。鉄道警察隊の事務所は JR 松山駅付近に置かれており、県警本部庁舎との距離は約 1 キロメートルである。
- (2) 通信指令室の業務は、110 番通報の受理が中心で 5 台の機器が置かれ、3 名の通信指令官（警部）及び 12 名の指令室員（上席警部補又は警部補）が 5 名ずつの 3 班体制で、交替で勤務している。
- (3) 申立人は、110 番通報を受理する 5 台の機器のある席ではなく、別途運び込まれた机、椅子及び電話機のある席に着いている（甲第 5 号証の 31）。
- (4) 通信指令室への異動後、同僚の多くは申立人に口をきかなくなり、また、申立人と会話した場合は、その内容を上司に報告するよう指示が出ていたものと認められる。
- (5) 申立人の通信指令室における担当業務は、警察署の統廃合に伴う無線機の再配分、緊急配備計画の見直し、警察移動通信システムの整備、非常通報装置の管理・運用、携帯無線機の管理・運用及び 110 番通報受理であったが、異動後に申立人が実際に携わった業務の状況は以下のとおりであり、勤務時間に比し行うべき業務の量が著しく少ないものと認められる。
- ① 無線機の再配分については、県下 16 警察署に無線機の再配分の要否を電話で確認する内容で極めて短時間で終わった。
- ② 緊急配備計画の見直しについても、緊急配備箇所の要否を電話で確認したり、緊急通報装置の新規、変更等の申請書類の整備等で、比較的短時間で終わった。
- ③ 警察移動通信システムの整備については、システムに係る無線機の配分数を通信課の担当者と数回打合せ等を行った程度である。
- ④ 非常通報装置の管理・運用については、当該業務の正責任者とされながら、名目だけのものであった。
- ⑤ 携帯無線機の管理・運用については、県下 16 警察署への無線機用乾電池の配布や無線機の修理等の際ににおける引受け、引渡しのみで、短時間で終了した。
- ⑥ 110 番通報の受理業務については、休暇等により指令室員に欠員が生じた場合にその補充として受けることがあるだけで、受理件数は 1 日当たり 4 件程度であった。
- (6) 申立人は、河田泉地域課次長から、非常通報装置の運用管理の正責任者であると言わ

れていたが、非常通報装置業務連絡会議への出席を拒否されている。

- (7) 警察署 3 署の統合は、平成 16 年 12 月には正式に決定されていた。申立人に割り振られた 3 つの業務は、企画係の新設に伴い新たに発生したものではなく、それ以前から各指令官を責任者としたうえで、指令室員が分担して行われていた。
- (8) 申立人の給与の体系は、職員の給与に関する条例（昭和 26 年条例第 57 号。以下「給与条例」という。）の適用を受け、公安職給料表に基づく給料のほか、給与条例に定める特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び期末勤勉手当等が支給されることとなっている（第 9 条の 5、第 10 条、第 11 条、第 14 条～第 16 条、第 19 条、第 19 条の 4）。
- (9) 申立人に支給された給与の実額は、平成 16 年 3 月から平成 17 年 2 月まで及び平成 17 年 3 月から平成 18 年 2 月までの前年同月比較で約 2 万 3 千円から最大 10 万 3 千円の減少、年間総額の比較で約 59 万 6 千円の減少となっている（定期昇給による給料の増加分及び制度改正による勤勉手当の増加分を含む）。その減少分の内訳は、休日給が約 29 万 4 千円、超過勤務手当が約 18 万 6 千円、特殊勤務手当が約 7 万 8 千円、夜勤手当が約 3 万 7 千円、勤勉手当が約 1 万 9 千円である（甲第 24、25 号証）。
- (10) 申立人の給料は、平成 17 年 4 月 1 日に定期昇給している（甲第 25 号証、乙第 1 号証）。
- (11) 申立人に支給された特殊勤務手当の金額は、年間で約 7 万 8 千円減少しているが、平成 17 年 4 月支給分以降は、110 番通報の受理業務に従事した実績に基づき、従前になかった新たな種類の特殊勤務手当（職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和 27 年条例第 29 号）第 19 条第 1 項第 13 号）を受給している。
- (12) 休日給は、休日等（正規の勤務時間を割振られた国民の祝日、年末年始及び休日代休日）に実際に勤務した場合に支給される手当であり、申立人が鉄道警察隊に勤務していた期間においても、平成 16 年 7 月～9 月は支給されていない（甲第 25 号証、乙第 1 号証）。
- (13) 平成 15 年 6 月期から平成 17 年 12 月期までの間に申立人に支給された勤勉手当について、平成 15 年及び平成 16 年分の成績率は C（勤務成績が良好）が適用され、平成 17 年分の成績率は C 下（勤務成績がやや良くない）が適用されたことが算式上認められる（甲第 9、10、11、25 号証）。
- (14) 勤勉手当の成績率は、評定期間（基準日以前 6箇月間）ごとに勤務実績をもとに決定されるが、その幅は A（100 分の 90）から G（100 分の 35）の 8 段階に区分されていた。また、平成 17 年 12 月期の成績率は、制度改正により各段階とも 100 分の 5 ずつ増加していた。なお、標準的な支給率を下回る C 下から G までの 5 段階の評価は、運用上、注意処分、訓戒処分ないし懲戒処分を受けた場合に限られるものではなく、勤務ぶりの評価次第で適用される（甲第 9、10 号証、乙第 21 号証）。
- (15) 申立人の勤勉手当の成績率について、通信指令室に異動後、注意処分を受けた事実がないにもかかわらず、「注意処分を受けた場合に相当」という評価がされており、評価の説明を求めたが、具体的な回答がない（本人尋問、甲第 9、10、11 号証）。

4 その他

(1) 地域課長の交替

平成 17 年 4 月 1 日、木下弘明地域課長の定年退職に伴い後任の地域課長に稻田健次郎が就任し、現在に至っている。

(2) けん銃保管方法の変更

平成 17 年 4 月 18 日、後任の稻田健次郎地域課長により、申立人のけん銃の保管方法が他の指令室員と同様の方法（本人保管）に変更され、現在に至っている。

第2 爭点に対する判断

1 【争点1】に対する判断

本件措置は、地公法第49条の2第1項に規定する不服申立ての対象となるか。

上記認定事実2の(1)の規定のとおり、申立人はけん銃を貸与されていたものであり、上記認定事実2の(2)の規定に従い、亡失その他の事故の防止のため管理責任者が特に必要があると認めたときには、けん銃を保管することができるものであるところ（けん銃規範第18条第2項第4号）、申立人は、所属長である地域課長により、申立人のけん銃の保管方法が、申立人本人の保管から所属保管に変更されたこと（認定事実2の(3)）を処分ととらえて不服申立てを行ったものである。

しかしながら、地公法第49条の2第1項に規定する不服申立ての対象は、職員の身分、地位等について直接の法的効果を発生させるような任命権者の処分で、かつ、不利益を伴うものであるところ、本件措置それ自体は、單にけん銃の保管方法について変更がなされたに過ぎず、申立人の身分、地位等について直接の法的効果を発生させるような行為ではないから、取消請求の対象となる任命権者の処分には該当しない。

よって、本件措置に対する不服申立ては不適法である。

ただし、本件措置は本件処分と密接に関連していると主張されているので、その点に関しては後に別途検討を行うものとする。

なお、上記認定事実4の(2)のとおり本件措置は平成17年4月18日に後任の地域課長により変更され、同日以後、申立人のけん銃は、他の通信指令室員と同様の保管方法に切り替えられており、現状においては申立人に対しけん銃保管につき格別の措置はなされていない状態にある。

2 【争点2】に対する判断

本件処分は、地公法第49条の2第1項に規定する不服申立ての対象となるか。

地公法第49条の2第1項に規定する不服申立ての対象となるためには、「任命権者」の行為であること、職員の意に反する不利益な「処分」であることが要件である。

(1) 本件処分の処分者は誰か。

ア 地公法第49条第1項にいう「任命権者」

地公法第49条第1項にいう「任命権者」とは、地公法第6条第1項に定める任命権者である。地公法第6条第2項により任命権者からその権限の一部を委任された補助機関たる上級の地方公務員も、受任（授権）の範囲で限定した任命権を行使する任命権者となる場合があるが、それ以外に「任命権者」に該当するものないと解される。

従って、地公法第49条の2第1項に規定する不服申立ての対象となるのは、地公法第6条第1項に定める任命権者及び同条第2項に基づく受任者（授権者）が行った行為に限られるものである。

イ 配置換えの行為者

本件配置換えは、平成17年1月27日地域課長を発令者とする辞令書（不服申立書添付資料1）が地域課長によって申立人に交付されることにより発令されたものであることは明らかであり（認定事実2の(8)、(10)、(19)、(20)）、地公法第6条第1項に定める任命権者たる本部長が、本件配置換えにつきこれを行ったという外形的事実はない。

ウ 任命権の委任の有無及び本部長に対する申立ての適法性

地域課長は地公法第6条第1項の任命権者ではないから、同条第2項に基づく任命権の委任があったか否かが問題となる。

即ち、本件事実関係のもとで、地公法第6条第2項に基づき、県警本部の係長以下の警察官の所属内配置換えの権限が、任命権者から所属長に委任されていると言えるかを検討しなければならない。

ところで、「任用訓令」には、次のように規定されている。

第1条 愛媛県警察の職員の任用に関しては、地方公務員法（昭和25年法律第261号）及び職員の採用及び昇任に関する規則（昭和36年愛媛県人事委員会規則6-5）に定めるものほか、この訓令の定めるところによる。

第4条 警察本部長（以下「本部長」という。）は、次に掲げる職員の職務を指定する。

(1) 警察本部の課長補佐及び警察署の課長以上の職にある者

(2) 交通機動隊員

(3) 前各号に掲げるもののほか、本部長が特に必要と認める者

2 所属長は、前項各号に掲げる職員以外の職員の職務を指定するものとする。

また、「人事記録訓令」には、次のように規定されている。

第1条 この訓令は、別に定めるものを除き、愛媛県警察職員の人事記録の取扱い及び人事異動の発令様式等に関し必要な事項を定めるものとする。

第13条 本部長が行う人事異動の発令通知は、当該職員の属する所属長に対し、電話又は人事異動通知書等をもって通達するとともに、当該職員に対しては、辞令書（様式第3号）を交付して行うものとする。ただし、昇給その他簡単な事項については、辞令書の交付を省略することができる。

2 所属長の行う人事異動の発令通知は、簡易な事項の発令を除き、当該職員に辞令書を交付して行うものとする。

これらによれば、県警本部の係長以下の警察官の所属内配置換えについては、任用訓令第4条第2項をもって所属長に権限が分配されており、これを受けて人事記録訓令第13条で配置換えのうち所属長が発令を行う範囲及び当該発令の形式が明確に決定され、かつ、本来、任命権者が有する人事管理権の一部（辞令書の交付による配置換え）が所属長により行使されるものとされていること、その具体的な内容が公開されていること、いわゆる「専決」の場合と異なり受任者の名義で発令されていること、任命権の委任の手続については法律上別段の定めがなく訓令も根拠規定となり得ると解せられること、及び本部長による昇任発令が同時に行われる場合であっても、係長以下の警察官の所属内の配置先については例外なく所属長が行っているという実態があること（証人尋問）などを総合して判断すれば、本来、本部長が有する任命権の一部が本部訓令である任用訓令や人事記録訓令をもって包括的に所属長に委任されており、かつ、それが定着しているものと推認することができる。

従って、本件配置換えは、受任の範囲で限定した任命権を行使する「任命権者」に該当する地域課長が行った行為と解されるから、主体について法の要件を充足すると認められる。

なお、申立人は、地域課長のほか、本部長を処分者として本件申立てを行っているが、本部長には本件配置換えにつきこれを行ったという外形的事実が認められないばかりでなく、上記のとおり委任により権限の分配がなされた結果、本部長は、係長以下の所属内配置換えの権限を有しないものであるから、そもそも本件配置換えについての「任命権者」たり得ない。

よって、本部長を処分者とする申立ては不適法である。

（2）本件配置換えの処分性

ア 職務命令か処分か。

処分者は、本件配置換えは上司である地域課長の職務上の監督権に基づく職務命令であり、「処分」ではないと主張する。

しかしながら、申立人に対し鉄道警察隊の業務への従事を免じ、通信指令室の業務への従事を命じたことは、単に日常の職務遂行に関する職務上の命令というに止まる

ものではない。鉄道警察隊と通信指令室は地域課内に附置された機関ではあるが、その業務の内容、勤務形態及び日常勤務すべき場所等を異にし、職務遂行に関しても隊務、室務を掌理し指揮監督する者がそれぞれに置かれているなど二つの機関は別個独立した状況にあることが認められるので、本件配置換えは申立人にとって公務員としての法的地位の変動を伴っていると見るべきものである。さらに、新設された企画係の職に職員を任命するには、地公法上、昇任及び降任以外には転任の方法に限定されていることからしても本件配置換えが处分性を有することは明らかである。

なお、处分者のいう「配置換え」とは、人事異動の発令のうち、同一任命権者のもとにおいて、職員に勤務場所又は職務の担任の変更を命ずることをいい、愛媛県の職員としての身分を中断することなく任命権者を異にする職員に異動することをいう「転任」と対を成す概念であるが（認定事実2の(8)）、「配置換え」は、人事院規則8—12第5条に規定されている国家公務員における定義に準じた概念として、任命権者を異にする異動かどうかを区分する点で意義があるとしても、地公法上はそのような任命の方法は創設されておらず、いわゆる水平異動であれば、处分者のいう「配置換え」及び「転任」のいずれもが地公法第17条第1項の「転任」に含まれるものであり、「配置換え」であるからといって、「処分」でないことの根拠とはなり得ない。そして、地公法第17条第1項の「転任」は、公務員の不服審査において处分性を具備するものであることは広く肯認されているところである。

以上のとおり、本件配置換えが处分性を有することは明らかである。

以下、处分性の有無に関して処分者が引用する判定例と判例に対する当委員会の見解を付言しておく。

イ 引用判定例

処分者は、教育職員の校務分掌等に関する決定が、職務上の監督権に基づく職務命令であるため地公法にいう不利益処分に当らない旨の人事委員会判定例を引用し、本件申立ての却下を求める。

しかし、公立学校においては、任命権者である教育委員会の管理権と学校における自主的な運営との調整を果たすため、教育の独自性確保等の観点から法律が特に校長の権限とする事項を定め（学校教育法（昭和22年法律第26号）第28条第3項、第51条）、任命権者といえども校長に代わって自ら当該事項を執行することができない（一般的な指揮監督に限られ、個々具体的な指揮監督はできない）仕組みが構築されている。即ち、それら判定例は、法律により特に校長固有の権限として位置付けられた権限の行使であるからこそ、任命権者の処分でないことが認定され、不適法と判断されたのであって、当該判定例と本件処分とを同列に論じることは失当である。

ウ 引用判例

処分者は、本件配置換えが「処分」でないことの根拠として判例（東京高裁昭和51年11月29日判決）を引用する。

しかし、当該判決に係る事案は、配置換え（定期人事異動により都税事務所の納税課から管理課へ配置換えされたこと）自体の取消しを求めて争われたのではなく、異動先における課内の席の配置換え（席を係と離れた窓際に移動した措置）及び当該措置に伴う関連措置としてなされた課長の口頭による職務上の命令（配置先の係の仕事を与えず他の係の仕事を命じた措置）の取消しを求めて争われたものであって、辞令書をもって発令された配置換え自体の取消しを求める本件申立てとは、そもそも請求の対象が異なるものである。

即ち、当該判決は、人事異動の一つである配置換えを職務上の命令と捉えたわけでもなく、行政庁内部のそのような配置換えについて处分性を否定したものでもないと

解される。

特に、本件配置換えは、地域課長によるものとはいへ、一般的な課内配置換え（課内の係間等の異動）ではなく、地域課という同一所属に附置された3つの機関（鉄道警察隊、航空隊、通信指令室）のうちの一つから他の附置機関への配置換えである。しかも、これらの附置機関は上記のとおり、業務の内容、勤務形態及びその職員が日常勤務すべき事務所の所在を異にし、職務遂行に関しても、隊務ないし室務を掌理し所属職員を指揮監督する隊長ないし室長が各々配置されている状況が認められる（組織規則第28条の7～第28条の9）。

そこで、当該判決の考え方立脚し、本件事実をあてはめて判断すると、本件配置換えは、一般に行政機関の課長が行政目的の達成のため、当該課の職員に対して発する指揮監督ないし服務監督のための職務上の命令とは性質を異にし、むしろ、新設された係の欠員の職に就くことを発令された申立人にとって当然に「同人の法的地位に利害が深く影響する」ことが十分に認められるというべきであって、行政処分に該当するとの結論に達するものと解される。

以上から、上記判例の立場からも、逆に本件処分が处分性を有することが裏付けられるというべきである。

3 【争点3】に対する判断

以上の検討、判断の結果、地域課長が申立人に対して行った本件処分につき、申立人に不服申立てをする法律上の利益があるか否か及びそれが肯定される場合、本件処分が取り消されるべき「不利益な処分」に当るか否かが検討されなければならない。

(1) 法律上の不服申立ての基準

地公法第49条の2第1項により明らかのように、人事委員会に対する不服申立ては、行政不服審査法（昭和37年法律第160号。以下「行服法」という。）による不服申立てである。行服法に基づき不服申立てを行う者には、法律上保護された利益が必要であり、人事委員会に対する不服申立てについても同様に、不服申立てをする法律上の利益が必要であると解される。

従って、地公法第49条第1項にいう「不利益な処分」とは、法律上保護されるべき職員の権利又は利益を侵害する処分であると解すべきであるから、不服申立てが認められる不利益な処分には、その処分の直接の法的効果としての不利益が存在することが必要（東京地裁昭和61年5月22日判決）であり、処分に通常伴う事実上の不利益に過ぎないようなものはこれに含まれない。

そして、配置転換を含む転任処分は、申立人の身分、俸給等に不利益を生ぜしめるものでなく、客観的また実際的見地からみて勤務場所、勤務内容等において何らの不利益を伴うものでないような場合は、他に特段の事情が認められない限り、申立人について処分の取消しを求める法律上の利益がないとされている（最高裁判決）。

以下、このような見地に立って検討を進める。

(2) 明示基準へのあてはめ

本件の法律上の利益の存否につき、上記最高裁判決の明示する基準にあてはめてみれば次のとおりである。

ア 身分

警察官としての身分及び階級に変わりはない。

イ 債給等

申立人は、本件処分により、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給及び夜勤手当が不支給又は大幅な減額となり、勤勉手当についても減額されているとして、給与面で多大の不利益を被っている旨主張する（認定事実3の(9)、(11)、(13)）。

上記認定事実3の(8)のとおり、申立人に対する給与は、基本的な給与である「給料」とそれを補完する諸「手当」から成り立っている。

前者の給料については、異動日の前後の月でその支給額に変動がなく、約2箇月後の平成17年4月には定期昇給により増加していることが認められる（認定事実3の(10)）。

後者の一つである特殊勤務手当は、著しく特殊な勤務で給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を「給料」で考慮することが適當でないと認められるものに実際に従事した職員に支給される性質のものであり、また、超過勤務手当、休日給及び夜勤手当は、正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員や、正規の勤務時間として休日等や夜間に実際に勤務した職員に支給されるものである（認定事実3の(8)、(12)）。

よって、これら手当の対象となる業務に従事しなくなつたため、申立人の受給する手当額が減少ないし不支給となつたことは、配置換えに伴う事実上の不利益に過ぎず、本件処分の直接の法的効果とは言えないものである（特殊勤務手当については、異動後に新たな種類の手当が支給されている（認定事実3の(11)）。

また、勤勉手当は、民間における賞与等の特別給に相当するものであり、職員の勤務成績に応じて支給される手当であることから、毎回一定の支給割合が保障されているわけではない。即ち、勤勉手当の総額についての定めはあるが、その中における具体的な配分ないし職員ごとの支給割合については、評定期間（基準日以前6箇月間）ごとに職員の勤務ぶりや仕事量など勤務実績を個々具体的に評価の上決定しているのであって（認定事実3の(14)）、標準的な支給割合ないし従前の支給割合を下回った（認定事実3の(15)）からといって、不利益であるとは言えず、また、申立人の勤務実績について恣意的な評価がなされたことを認めるに足りる証拠はない。

従つて、給料に減額ではなく、各種手当の不支給又は支給額の減少をもつて法律上の不利益が生じているとは認められない。

ウ 勤務場所

異動前後の勤務場所は、上記認定事実3の(1)のとおり同一市内にあり、その距離も近いことから、勤務場所において不利益を伴うものとは認められない。

エ 勤務内容等

異動後の申立人の勤務内容等は、上記認定事実3の(5)及び(6)のとおりである。これらは県警が所管し、処理する業務の一部であり、業務自体が特に不利益を伴うものとは認められない。またこの勤務は申立人が残留を希望していた鉄道警察隊の業務とは性格を異にし、いわゆる外勤から内勤への変化はあるが、申立人の希望と異なる業務に従事せざるを得なくなつたことは事実上の不利益に過ぎない。

しかしながら、上記認定のとおり異動後に申立人が担当している（した）業務の量は勤務時間に比して著しく少なく、また、その地位に相応した役割分担が認められていないなど業務の割付けや処遇が正常なものであったとは認め難い。申立人が異動させられた係自体が、後記のとおり恣意的に新設されたものであり、本来公務員が分担するに相応しい内容を備えていないことが、その主な原因であると認められる。従つて、申立人が蒙っている異動後の勤務内容等に関する不利益は、異動に通常伴う事実上の不利益というに止まらないものがあるというべきである。

オ 小括

以上のとおり、本件処分については、申立人の身分、俸給等、勤務場所などに直ちに法律上の不利益が生じているものとは言えないが、勤務内容等については、上記のとおり法律上の不利益が生じている疑いがある。

(3) 特段の事情

ア 最高裁判決のいう特段の事情

最高裁判決は、転任処分に伴い、その身分、俸給等、勤務場所、勤務内容等に具体的な不利益が生じていない場合であっても、他に特段の事情が認められる場合には、処分の取消しを求める法律上の利益が認められる余地があることを認めている。

何をもって特段の事情とするかは明示されていないが、当該処分が人事権の濫用に当るような場合や社会通念上妥当性を欠くなどの事情がある場合には、裁量権の範囲を逸脱するものとして、その取消しを求めることができるものと解するのが相当である（最高裁昭和61年7月14日第2小法廷判決（昭和59年（オ）第1318号）は転勤命令権の行使に関し、当該転勤命令につき業務上の必要性が存しない場合又は業務上の必要性が存する場合であっても、当該転勤命令が他の不当な動機、目的をもってなされたものであるとき若しくは労働者に対し通常甘受すべき程度を著しく超える不利益を負わせるものであるとき等を権利の濫用となる場合の特段の事情の例示として掲記しているが、本件特段の事情の有無を判断する上で参考にすべきものと解される）。

よって、以下この点につき検討を行う。

イ 人事権の濫用の有無

（ア） けん銃の保管措置について

けん銃の保管措置自体は、前記のとおり不服審査の対象となるものではなく、また、本件処分の内容を成しているものでもないが、本件審理において申立人、処分者双方とも本件処分がそれに先立って行われたけん銃の保管措置と密接な関連を有するものであることを主張し、特に処分者はけん銃の保管措置がとられていたことを本件処分を行った重要な理由の一つとしている（地域課長も、上記認定事実2の②のとおり、異動理由を述べている）、この点につき検討する。

a 自殺のおそれ

処分者は、けん銃の保管措置の理由として自殺防止のためである旨主張する。その根拠は記者会見における「やめるときは死ぬとき」という申立人の発言をとらえて、申立人が「死」に言及したとするのであるが、そもそもその言及自体が自殺のおそれを感知させるような意味合いのものではない。まして上記認定事実2の③のとおり、申立人は会見の直後に地域課長と電話で話しをした際その真意を直接説明し、自殺の意思などのないことを明確に伝えたのであるから、地域課長が申立人に自殺のおそれがあると危惧する理由はないものと認められる。

b 他害の危険性

処分者は、記者会見前夜の地域課長らとの会談の場で、申立人に長男の事件の捜査にかかわった3名の警察官への加害の意思を示す発言（道連れをつくる）があつた旨を主張するところ、申立人は強くこれを否定する。当該事件からは10年近い年月が経過し、この間に捜査関係者への他害の事実もないところ、告発会見を中止するよう説得された会談の場において、申立人が殊更に上記の者への加害意思を示したることは極めて不自然である。特に、翌日警察を内部から告発し、捜査費問題の実態を明らかにしようとする立場をとる者が（認定事実1の⑨）、自ら犯罪行為を行う旨を述べたとするのは不合理であると言わざるを得ず、処分者の上記主張は直ちにこれを認めることはできない。

また、申立人のけん銃の暴発による他害の危険性についても、これを裏付ける証拠はない。

以上のとおり、申立人に自殺のおそれや他害の危険性があったとは認められず、けん銃の保管措置には正当な根拠は見出し難い。

(イ) 本件処分の経緯

a 内示及び本件処分

地域課長は、申立人の通信指令室への異動を平成17年1月23日午前に決定した旨証言するが、上記認定事実2の(16)とおり同年1月26日に決定したものと認められるところである。

従って、同年1月24日になされた生活安全部長による内示（認定事実2の(12)、(13)）は、権限者である地域課長の依頼がないばかりか、その意向の確認さえしておらず、かつ、申立人の異動先となるべき係さえ新設されていない状態での内示であり、正当なものとは認め難い。

そして、本件処分は、同年1月26日の県警幹部らとの協議に基づき地域課長が行ったものであるが、地域課長自身が申立人に対し二度にわたり、申立人が内示を公表したためその撤回が困難となったので処分を行わざるを得ない、あるいは行わざるを得なかつた旨の説明をしている（認定事実2の(15)、(16)）ことからもうかがえるとおり、正当なものとは認め難い内示を撤回して事態を正常に戻すではなく、逆にその内示に迎合するという本末を転倒した決断によって行われた処分である疑いが強い。

b 訓令改正

本件処分は、記者会見の4日後に内示され、7日後に発令されたが、申立人を配置する企画係を新設するための訓令改正が、地域課長の申出を受け、警務課長による専決で発令前日の同年1月26日に行われている。

しかし、係の設置や人員配置は本部長の権限に属し（認定事実2の(10)）、警務課長の訓令改正に関する専決権は「規定整備を目的とする」旨の限定が付されていることからすれば、本件訓令改正のごとき係の新設は本部長が行うべきものと解されるが（認定事実2の(18)）、仮に、警務課長専決で訓令改正ができるとしても、地域課から依頼を受けて即日改正され、翌日施行されて同日本件処分が行われた経緯に鑑みれば、本件訓令改正も専ら本件処分を行わんがために恣意的になされたものであると解するのが相当である。

(ウ) 本件処分の必要性

処分者は、申立人を通信指令室へ異動させたのは、同室の業務量の増大に対処するため申立人の経歴、適性等を考慮したものであり、これは行政目的上の必要性によるものであるとも主張する。しかし、申立人の仕事の分量は、上記のとおり極めて少量であり、かつ、補助的な作業が大部分であったものであるから、申立人の異動に特に行政目的上の必要性があったとは認められない（認定事実3の(3)、(4)、(5)、(6)、(7)）。

(エ) 本件処分は上記(イ)aのごとき経緯で行われたものであり、これは地域課長が正当なものとは認め難い内示に迎合する形で行った本末を転倒した不自然な処分である疑いが強く、正当なものとは評し得ない。また、上記(イ)bのとおり訓令改正も本件処分のために恣意的に行われたものと解され、さらに上記(ウ)のとおり本件処分には特に行政目的上の必要性は認められないものであった。一方、処分者が本件処分の正当性を裏付けるものとして主張するけん銃保管措置の存在については、上記(ア)のとおり当該措置自体に正当な根拠は見出し難いものであって、以上の諸事情を総合的に勘案すれば、本件処分は、地域課長がその人事権を濫用したものと言わざるを得ない。

ウ その他の事情（社会通念上の妥当性等）

(ア) 聞取りの利便

処分者は、異動理由の一つとして、上記認定事実2の(4)のとおり、記者会見での発言内容に関する聞き取りを円滑に行うことができると説明していた。県警本部にある通信指令室への異動が、当該目的で行われたとすれば、その必要性、合理性が幾分かは考えられるところであるが、上記認定事実2の(4)のとおり、そのような聞き取り調査は申立人が通信指令室へ異動した後においてはほとんど行われておらず、この点においても必要性、合理性は認められない。

(イ) 社会通念上の妥当性

本件処分は申立人による告発会見の直後に、まさに告発会見したことによって行われたと言わんばかりのタイミングで行われており、告発会見との間に強い関連性があるものと認められる。告発会見の内容に問題がある場合に、それを理由として何らかの処分が行われるのならとも角、会見の内容は全く問題にされておらず、会見を行ったこと自体を理由としているとしか解しようがない。

特に申立人は、告発会見によって捜査費問題の実態を明らかにしようとする立場をとる者であり、それが公益を図る目的に出でたものであることを公言している(認定事実1の(9)) ことに鑑みれば、少なくとも会見したこと自体により不利益を与えることのないよう慎重な配慮をなすことが求められるところ、そのような配慮がなされることなく本件処分に至ったものであり、上記事情等と相俟って、本件処分は健全な社会通念に照らし妥当性を欠くものと言わざるを得ない。

(4) 本件申立ての適法性及び本件処分の不利益処分性についての判断等

ア 本件処分は、上記(2)のとおり、最高裁判決の明示する基準へのあてはめにおいては、身分、俸給等、勤務場所には直ちに法律上の不利益があるとは言えないものの、勤務内容等については法律上の不利益が生じている疑いがあるところ、上記(3)のとおり特段の事情の有無については人事権の濫用が認められ、かつ、社会通念上の妥当性にも欠けており、総じて裁量権の範囲を逸脱しているものと評価されるところである。

従って、申立人には本件処分の取消しを求める法律上の利益があるものと認められる。

イ そして、上記の最高裁判決が示した申立要件としての法律上の利益の有無を判断するための基準等は、同時に当該処分が地公法第49条第1項の「不利益な処分」に当るか否かの実体的な判断を行うための基準等でもあると解されるところ、上記のとおり申立人の異動後の勤務内容等は公務員として正当な扱いを受けているとは言えず、かつ、本件処分は任命権者による裁量権の範囲を逸脱した違法かつ不当な処分であるので、申立人が本件処分を不服としてその取消しを求めるのは理由があるものと認められ、本件処分は取り消すべき「不利益な処分」に該当するものと判断する。

ウ なお、処分者の木下弘明地域課長は、その後定年により退職し、稻田健次郎が後任の地域課長に就任しているが、本来処分は行政機関の行為であり、処分者が処分権を有するのはその機関の地位を占めていることによるから、処分者が処分を行った後においてその職を離れた場合には、職名をもって引き継がれることとなり、現に地域課長の職にある者を名宛人として裁決を行うこととなる。

第3 結論

以上の理由により、申立人に対し地域課長が行った本件処分はこれを取り消すこととし、申立人のその余の申立ては、上記のとおりいずれも不適法であるので却下することとして、主文のとおり裁決する。

*

平成18年6月6日

愛媛県人事委員会

委員長

稻瀬道和



委員

青野上



委員

木村ススム



別紙代理人目録

1 不服申立人代理人

生郎子志豊俊子雄子明さ弘一弘一男夫勉樹美生夫彦明回石郎勲範紀鞠夫善広司崇幸幸
茂健直広 宗恭昭史糾あ守信 敬次理 秀登明義敏正 藏健 美正侃明直 健 敬浩
田 田 田 野 浦木 口藤崎川寺 河橋田瀬水木辺島本谷淵村本見口毛村村本川田川口橋島
名林原平前前松馬溝武山市小十高廣廣清青渡青坂水岩奥川高出鳥中野橋前島吉出高東
薦今井臼奥菅草高友中中西野東水村山山寄安荒井浦江横角桺木小小郷佐迫紫高田辻永中
夫章実満道一一之城二太光之一晃也樹郎郎春一顯徳幸雄身雅茂雄肇樹ら子也真彦子久信
伸正正 直陽順義宗英創吉康俊 勝直慎太二千啓 秀武幸立敏吉幸 真さ登拓 匡育廣和
田川上井島 薙田澤尾川嶋垣 口上口本井部牧下田上光銅島梨泉島田木田藤峰邊本尾野
薦今井臼奥菅草高友中中西野東水村山山寄安荒井浦江横角桺木小小郷佐迫紫高田辻永中

2 処分者代理人

村	田	建	一	治	三	男	一	樹	幸	尚
武	田	秀	三	省	佳	久	英	克		
稻	葉	佳	久	矢	川	田	中	井		
新	古	白	永	田	永					
田	中	田	永							